里創人 熊野倶楽部　宿泊約款

施設名【里創人 熊野倶楽部】では、皆様に安全かつ快適にご利用いただくため宿泊約款、利用規約を定めております。
内容をご一読していただき、同意いただいたうえで当館のサービスをご利用ください。
宿泊約款、利用規約をお守りいただけないことにより生じた事故については、当館は責任を負いかねますのでご了承ください。

本約款の適用範囲
第1条　1　当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2　当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることが出来ます。

宿泊契約の申込み、成立など
第2条　1　当館に宿泊契約の申込みをする方は、次の事項を申し出ていただきます。
(1) 宿泊者の住所、氏名、年令、性別、国籍及び職業。
(2) 宿泊料金、支払方法、宿泊日、到着予定時間
(3) その他当館が必要と認めた事項。
2　宿泊契約は前項の申込みを当館が承諾したときに成立する。但し当館が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではない。又、申込金を当館が定めた場合は、払込した時点で成立する。
3　宿泊者が宿泊中に宿泊の継続を申し入れた場合、当館は申し出がなされた時点で新たな申込みとして処理します。

宿泊契約締結(予約)の拒絶
第3条　1　当館は次の場合には、宿泊契約の締結を拒否することがあります。
(1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法律の規定又は公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的団体等であるとき。
(5) 宿泊しようとする者が不当要求を行う、又は合理的範囲を超える負担を要求した時。及びかつて同等の行為を行ったと認められる時。
(6) 宿泊しようとする者が、伝染病もしくは感染症にかかっている疑いがあると認められるとき。
(7) 合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(8) 宿泊しようとする者が、当館又は従業員に対し、カスタマーハラスメント（顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいう。以下同じ）を行い、又は過去においてカスタマーハラスメントを行ったと認められるとき。カスタマーハラスメントには、当館の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合、要求の内容が当館の提供する商品・サービスとは関係がない場合、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）土下座の要求、継続的・執拗な言動、拘束的（不退去、居座り、監禁）な行動、性的な言動、社会通念上過大なサービスの要求等を含むが、これに限らない。
(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
(10) 宿泊しようとする者が、宿泊施設を事務所、営業場所として使用する等宿泊の目的外に使用したとき。
(11) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動がある、又はその恐れがある時。
(12) １週間以上の宿泊

宿泊契約(予約)の解除
第4条　1　当館は宿泊者が連絡しないで宿泊当日の20時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は、申込者により解除されたものとみなすことがあります。
2　当館は、別に定める場合のほか、次の場合には、宿泊予約を解除することがあります。
(1) 第2条第1項の事項の明示を求めた場合において、期限までに、それらの事項が明告されなかったとき。
(2) 第3条のいずれかの事項に該当する。あるいは該当することとなったとき。
3　当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合別表1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当館が宿泊者に告知したときに限ります。

第5条　1　宿泊者は宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事項の登録を必要とします。
(1) 第2条第1項の事項。
(2) 外国人にあっては、前項のほか旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
(3) 出発日及び出発時刻。
(4) その他当館が必要と認めた事項。
2　当館が第8条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらの呈示が必要です。

チェックイン・チェックアウト
第6条　1 チェックイン　　１５時
チェックアウト １１ 時　とします
2　当館は前項の規定にかかわらず、チェックアウトの時刻をこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に揚げる追加料金を申し受けます。
追加料金　(1)　超過1時間までは宿泊料金の30%
(2)　超過1時間以上は宿泊料金の100%

営業時間
第7条　1　フロント・キャッシャー等サービス時間
(1) 門限　特に定めはございません。
(2) フロントサービス　00:00～24:00
2　食事等サービス時間
(1) 朝食　7：00～9：30
(2) 昼食　11：30～13：30
(3) 夕食　17：30～21：00
(4) その他
3　営業時間は、季節又は臨時に変更することがあります。

料金の支払い
第8条　1　料金のお支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊者が出発の際までにフロントにて精算いただきます。
2　当館が宿泊者に客室を提供し使用が可能になった後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規約の遵守
第9条　1　宿泊客は、当館内においては、当館が定めた約款、利用規約、又当館が定めて掲示、その他の方法により周知した利用上の規則を遵守するものとします。

宿泊契約継続の拒絶
第10条　1　当館は、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
(1) 第3条第3号から12号までのいずれかに該当したとき。
(2) 前条の利用上の規則に従わないとき。
(3) なんらの申し出もなく、予約日に宿泊しなかったとき。

宿泊の責任
第11条　1　当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいて宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3　当館は、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供が出来ないとき
第12条　1　当館の責に帰すべき事由により、宿泊者と契約した客室を提供できないときは、天災その他の止むを得ない場合を除き、その宿泊者に同一、又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

寄託物などの取り扱い
第13条　1　フロントキャッシャーでお預かりした物品又は現金並びに貴重品に滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き一定の限度額をもって当館はその損害を賠償します。
2　宿泊者が、当館内に持ち込まれた物品又は現金並びに貴重品であってフロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。但し、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当館に故意、又は重大な過失がある場合を除き一定の限度額をもってその損害を補償します。
3　お預かりの保管期間は3ヶ月とし、期間後は法令に基づきお引取りの意志がないものとして処理します。

宿泊者の手荷物又は携帯品の保管
第14条　1　宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、事前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。責任は前条に準じます。
2　宿泊客がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物、又は携帯品が当館に置き忘れていた場合、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡し、着払で送付します。但し所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見月を含め3ヶ月保管し、その後は警察署に届ける、又は破棄します。
責任は前条に準じます。

駐車の責任
第15条　1　当館の駐車場を利用する方は、車輌キーの委託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。
但し、駐車場の管理に当り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊者の責任
第16条　1　宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊者は当館に対し、その損害を補償していただきます。

利用規約

当館では、すべてのお客様に快適かつ安全に過ごしていただくため、次の規則をお守りください。お守りいただけない際は、宿泊の継続をお断りさせて頂きます。また事故が起きた際はお客様に損害のご負担を頂くこともありますので、特にご留意ください。

禁止事項について
（１）　喫煙箇所以外での喫煙。
（２）　ホテルの許可なく火気、及びキャンドルなどの使用。
（３）　以下の物品の持ち込み。
①犬、猫、鳥その他の愛玩動物(盲導犬は除く)
②著しく多数量のもの
③発火又は引火性のもの
④所持、携帯が禁止されている銃砲、刃物、薬物類
⑤悪臭、異臭を発するもの
⑥他のお客様の快適と安全を脅かすと認められるもの
（４）　館内で賭博、又は風紀を乱す行為。
（５）　威圧的な言動、又は他のお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑を及ぼすような行為と言動(大声、喧嘩、騒音勧誘、話し掛けなど)
（６）　備付け品の移動または使用目的以外でのご利用。
（７）　館内の営業施設以外の場所に許可なく立ち入ること。
（８）　当館の許可のない飲食物持ち込みや出前
（９）　当館の許可のない広告物配布、掲示、販売、勧誘活動。
（１０）　廊下やロビーなど共用スペースへの所持品の放置。
（１１）　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団、及び指定暴力団員の当館、及び当館内施設のご利用。
（１２）　反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の利用。

客室利用について
（１）　避難経路をインフォメーションでご確認ください。
（２）　宿泊登録者以外の宿泊はご遠慮ください。
（３）　未成年のみの宿泊は、保護者の許可のない限りお断りいたします。
（４）　長期宿泊により住居に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
（５）　客室は全室禁煙とさせていただきますので、喫煙は行なわないでください。
（６）　喫煙部屋であってもベットや布団の中など火災の発生しやすい場所での喫煙はご遠慮下さい。
（７）　ホテルの許可なく客室内の備品を移動や、持ち出しは行わないでください。
（８）　ホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
（９）　客室内の電話で外部にかけた際は使用料が加算されます。

部屋の鍵
（１）　ご滞在中お部屋から出るときは、施錠をご確認ください。
（２）　館外にお出かけになるときは、フロント係員に鍵をお預けください。
（３）　鍵をフロントでお受け取りになる際は、フロント係員にお名前と部屋番号を言ってください。
（４）　ホテル内のレストラン、喫茶、売店をご利用のとき、会計伝票にご署名の場合は、お部屋の鍵をご提示ください。
（５）　お部屋の鍵は、当館をご出発のとき必ずフロントにご返却ください。紛失などによりご返却のないときは、鍵代金の実費をお支払いいただきます。

訪問者
（１）　ご訪問者とのご面会はロビーでお願いします。
（２）　ドアをノックされたときは「掛け金」をかけたままドアを空けご確認ください。不審者と思われる際はフロント内線9番までご連絡ください。

貴重品
（１）　ご滞在中は現金、有価証券、貴金属その他貴重品の保管については、当館ではお受けできませんので、ご自身で管理ください。